各項目の取組状況

一世界銀行Doing Business 2018評価の分析と評価改善に向けた取組の方向性一

【信用供与】

法務省

Doing Business 2018: 信用供与 (Getting Credit)

1 現状

項目	日本	ΝZ
「信用供与」全体	1 1 (/20) DTF:55	20 満点
(1) 権利の強さ	5 (/12)	12 満点
(2) 信用情報へのアクセスし易さ	6 (/ 8)	8 満点

(評価)

中項目「権利の強さ」が特に低いが、NZは満点であり、両中項目とも評価の改善を図る必要がある。

2 小項目の分析

得点がついていない 全小項目について事実誤認を主張することが考えられる。

(1) 権利の強さ 【法務省】		
①非典型担保に係る法的枠組	判例等によって法律関係は明確である。	
③非占有担保権設定(全資産)	企業担保法についての説明。	
④担保権の及ぶ範囲	集合動産譲渡担保について説明。	
⑥債務者名で検索できる担保登録制度	動産債権譲渡特例法の <mark>動産譲渡登記</mark> 。	
⑦全ての非典型担保に係る担保登録制	動産譲渡登記は、法人が譲渡人となる全	
度	ての動産の譲渡を対象としている。	
⑧オンライン化された担保登録制度	動産譲渡登記はオンライン化している。	
⑪企業再建手続下の担保権の自動停止	民事再生法には担保権の実行中止命令が	
及びその解消策	あり, これに対する <mark>変更・取消命令</mark> もある。	
(2) 信用情報へのアクセスし易さ 【経済産業省・金融庁】		
①企業・個人双方のデータ流通	個人については全国銀行個人信用情報セ	
⑧金融機関の与信判断に利用可能な与	ンター、(株)日本信用情報機構、(株)シ	
信スコアの提供	ー・アイ・シー、法人については信用調査	
	会社がある。	

3 まとめ

小項目全てについて、関係省庁が主張するとおり**事実誤認が解消**されれば、その評価は**首位のニュージーランドと遜色ないもの**となる(<u>満点・</u>**DTF: 100**)。